

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

団体名 瑞穂市

(単位:百万円)

標準財政収支 A	普通交付税 B	臨時財政対策 債発行可能額 C	標準財政収支 A+B+C
7,476	1,637	754	9,867

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	17,495	16,274	1,221	841	1,308	11,782	基金からの繰入金 1,308百万円
学校給食事業特別会計	266	264	1	1	-	-	
下水道(コミュニティ・フロント)事業特別会計	231	222	9	9	186	1,283	
一般会計等	17,805	16,574	1,231	851	-	13,065	基金からの繰入金 1,308百万円

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金必額	備考
下水道事業特別会計	188	179	9	9	108	2,041	1,886	基金からの繰入金 17百万円
農業集落排水事業特別会計	24	22	2	2	14	137	137	
水道事業会計	436	366	70	1,481	31	1,137	14	法適用
国民健康保険事業特別会計	4,362	3,994	368	368	526	-	-	基金からの繰入金 258百万円
老人保健事業特別会計	19	19	0	0	13	-	-	
後期高齢者医療事業特別会計	326	314	12	12	57	-	-	
公営企業会計等 計	-	-	-	1,873	-	3,314	2,036	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入金必額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担必額	備考
西濃環境整備組合	1,768	1,625	143	143	-	2,297	519	
もとす広域連合(一般会計分)	77	70	7	7	1	-	-	
もとす広域連合(介護保険特別会計分)	4,902	4,794	108	76	-	-	-	
もとす広域連合(老人福祉施設特別会計分)	1,048	971	77	77	40	400	153	
もとす広域連合(療育医療施設特別会計分)	172	140	32	13	4	-	-	
もとす広域連合(衛生施設特別会計分)	270	257	13	13	-	-	-	
岐阜県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	262	234	28	28	-	-	-	
岐阜県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	190,840	184,041	6,799	6,799	1,283	-	-	基金からの繰入金 1,283百万円
岐阜県市町村会館組合	66	64	2	2	-	-	-	
岐阜県市町村職員退職手当組合	12,495	12,228	267	267	3,040	-	-	基金からの繰入金 3,040百万円
岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合	119	103	16	16	-	-	-	
瑞穂市・神戸町水道組合	11	9	2	2	-	47	18	法非適用企業
一部事務組合等 計	-	-	-	7,443	-	2,744	690	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担必額	備考
瑞穂市施設管理公社	△0	21	20	-	-	-	-	-	
瑞穂市土地開発公社	△0	2	1	-	-	-	-	-	
榊みずほ公共サービス	3	17	10	-	-	-	-	-	
樽見鉄道株	△97	△83	2	11	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計	-	-	33	11	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度決算 A	平成21年度決算 B	差引 B-A
財政調整基金	2,575	2,249	△326
減債基金	1,744	1,552	△192
その他充当可能基金	5,456	5,194	△262
充当可能基金 計	9,775	8,995	△780

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度決算 A	平成21年度決算 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率(公営企業会計名)	平成20年度決算 A	平成21年度決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	9.20	8.62	△0.58	△13.36	△20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	25.61	27.61	2.00	△18.36	△40.00	下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	3.7	4.1	0.4	25.0	35.0	農業集落排水事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	-	-	-	350.0	-	-	-	-	-
財政力指数	0.88	0.86	△0.02	-	-	-	-	-	-
経常収支比率	87.8	90.2	2.4	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経常健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。

※ 各数値を四捨五入しているため、端数処理の関係で縦横の計算が一致しない場合があります。